

高齢者医療制度及び国民健康保険制度に関する決議

高齢者医療制度改革及び国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者及び現場に混乱をもたらさないためにも、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任を明確化するとともに、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム変更や準備等に係る経費は、全額国庫負担とするとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

また、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来に亘って堅持するため、国の責任を明確にし、都道府県単位化への道筋を明らかにすること。

以上 決議する。

平成22年10月15日

第157回北信越市長会総会